

[事案 28-225] 契約解除取消請求

・平成 29 年 7 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

契約時の募集人による告知妨害等を理由に、告知義務違反による解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月に契約した生命保険の医療保障特約について、平成 27 年 8 月に子宮筋腫により入院、手術をしたため、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に特約が解除され、給付金も支払われなかった。

契約時に告知書を記載する際に、募集人に対して、「事実と違うことを書いた場合に、私が被害を被る可能性を予測できるが、それは大丈夫なのか」と質問したところ、募集人が「2 年以内に手術する予定がなければ、問題ない」という回答をしたので、その言葉を信じて告知しなかったものであるから、契約の解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日の数年前に「子宮筋腫」等の病名で受診し、約 1 年前までの間通院したこと、告知日の数か月前にも「子宮筋腫」等の病名で別の病院を受診し、通院中であったことを告知していない。
- (2) 募集人による告知妨害、不告知教唆はない。
- (3) 告知しなかった傷病と入院給付金等の請求内容とに因果関係が認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の際に募集人の不適切な対応がなかったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人については、退職済みで協力を得られず、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められる一方、募集人が告知妨害等を行ったと認められないことなどから、申立人の主張は認められないが、申立人と募集人とのやりとりの記録から、本契約あるいは平成 24 年に契約した前契約の告知時のいずれかに、募集人が「2 年以内に手術する予定がなければ、問題ない」と回答した可能性がないとはいえないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。